

とりきめもうすぎじょういつさつ
 ②③ 取究申議定一札之事(白根山硫
 うりさばきばしょとりきめ
 黄稼ぎ株並び売捌場所取極)
 かえい
 嘉永元年(1848)11月

硫黄は火山・温泉の多い日本では多量に採取され、江戸時代になると火薬の原料や付け木(マッチ)、花火などの普及によって需要が増大しました。

吾妻郡の白根山と万座山は、古くから硫黄山として知られ、天明4年(1784)に江戸の商人等に採掘が許可されました。この史料が出された嘉永元年には、干俣村(嬬恋村)の干川小兵衛ほか同4人が採掘の共同経営者になっています。御府内(江戸)は、白根山硫黄の重要な販売先でした。



吾妻郡東吾妻町本宿 佐田知治家文書
 P 8 8 1 5 ・ No. 9 1

【②③】取究申議定一札之事

(白根山硫黄稼ぎ株並び売捌場所取極)

〔釈文〕

取究申議定一札之事

白根山

平兵衛分

- 一硫黄上武両国在売 二口 ①米吉
- 一同 信甲越三ヶ国 二口 ①米吉
- 一同 御府内売 二口 ①米吉

前書之通、白根山硫黄稼ぎ株六口ニ

相定々、相師一同相談之上、国々売捌方

場所分いたし、相互ニ出情売捌、猥リニ

不ニ相成ニ候様取極申出実正也、然ル上者、

銘々売場之外江、老吠たり共、決而売

捌中間敷管取極仕候上、万一不正之

場所江致ニ売捌ニ候もの有之候ハ、見当リ

次第、右荷物取上候者勿論、相師

一同矩定之通取計候共、其節至リ

一言之異変仕間敷候管、議定一札

為ニ取替ニ申運印、依如件

嘉永元戊申年

十一月

- 米吉 ①
- 倉之輔 ①
- 武八 ①
- 政五郎 ①
- 小兵衛 ①

後家ニ付武八代印

(吾妻郡東吾妻町本宿 佐田知治家文書

